

人権に関する法令等

日本国憲法
 教育基本法
 学習指導要領
 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
 世界人権宣言
 東京都人権施策推進指針
 東京都教育委員会教育目標
 国立市教育委員会教育目標

学校教育目標

「たくましい、心豊かな人間をめざして」

- 1 自ら学び、考え、自主的に行動しよう
- 2 豊かな創造性を養おう
- 3 思いやる心をもとう
- 4 健康な心身をつくろう

生徒の実態

全国学力・学習状況調査（生徒質問紙）
 学校生活満足度調査（Q-U調査）
 学校生活アンケート 等

学校教育目標の実現に向けた令和5年度の重点

共に楽しく学び合える環境で、自ら考え、判断しながら、思いやりの心をもって行動できる国中生

人権教育

人権教育の目標

- ・人権尊重の精神を培い、人権に関わる課題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくすることができる教育活動の徹底を行う。
- ・基礎的基本的な内容を確実に定着させ、一人一人の資質・能力を伸ばさせる。

目指す生徒像

- ・多様性があることを知り、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認め、相手を理解しようとする生徒
- ・互いの個性を尊重し合い、自ら判断しながら、よりよい人間関係を築こうと行動できる生徒

研究主題

多様性に気付き、自他を認め、共生する心をもった生徒の育成

人権教育を通じて育てたい資質・能力

知 識 的 側 面・・・自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識を身に付ける。
 価値的・態度的側面・・・自他の価値を尊重し、人間関係をよりよくしようとする態度を養う。
 技 能 的 側 面・・・感情を共感的に受容できるための想像力や感受性、適切な自己表現を可能とするコミュニケーション能力を身に付ける。

取組の視点

< 普遍的な視点からの取組 >

- ・人権尊重の理念について理解し、自他の大切さを認められるように指導する。
- ・他者との関わりや生命尊重などに関する学習を通して豊かな人間性を育む。

< 個別的な視点からの取組 >

- ・学校や地域の実態を踏まえ、以下の人権課題等について学び、差別意識の解消を目指すとともに、自他の人権を尊重する態度を養う。

【 高齢者 障害者 外国人 性自認 性的指向 災害に伴う人権問題 職業差別 】

研究内容

①教科等指導

- 各教科において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業実践を継続することで、コミュニケーション能力や、協力的・建設的に問題解決に取り組む能力の育成を図る。
- 全教員による道徳科のローテーション授業を実施し、「考え、議論する道徳」を充実させることで、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自分の考えをより深めることができる生徒を育成する。
- 総合的な学習の時間において実施する講演会や出前授業の内容を、道徳科の授業と関連付け、学習の深化を図る。
- 特別活動に構成的グループエンカウンターを取り入れ、自己理解や他者理解を深め、他者と共に生きる喜びを体感させることで、人間関係をよりよく形成しようとする意欲や態度を育む。

②外部機関及び地域人材の活用

- 各学年で講演会や出前授業を実施し、専門的立場や当事者の立場から話を聞くことで、人権課題に関する知識を身に付け、共感的に受容するための感受性を養う。
- 外部講師を招聘して道徳科の研究授業を実施し、指導力の向上を図ることで研究主題の実現を目指す。
- 外部講師による学校生活満足度調査の分析及び活用についての研修会、構成的グループエンカウンター研修会を実施する。
- 地域の人と共に行う国立市内の花壇の花植えや桜の接ぎ木のボランティア活動を通じて、生命尊重の精神及び思いやりの心の醸成を図る。

③日常的指導

- 集団の一員として規範意識を育て、思いやりの心をもち、温かい人間関係を築こうとする学年・学級経営を行う。
- あいさつや言葉遣い、教室環境の整備等の言語環境を整え、豊かな情操を育む。
- 生徒によるいじめ防止活動「スクール・バディ」の活性化、「SNS 一中ルール」及び「1人1台端末の使い方ルール」の普及・啓発など、いじめ防止に関する取組を生徒が主体となって実施する。また、「SNS 家庭ルール」を作成することで家庭との連携を図る。

教職員の研修

- ・人権教育に関わる校内研修会
- ・「特別の教科 道徳」の研究授業（全学年・特別支援学級で年4回以上実施）
- ・学校生活満足度調査の実施及び研修会、構成的グループエンカウンター研修会
- ・特別支援教育研修会

保護者・地域社会等との連携

- ・地域施設、外部講師との連携及び交流
- ・学校便り、ホームページ等による家庭及び地域への情報発信